

今池水みらいセンターで発生した堺市公共下水道管破損事故の
検証委員会開催要綱

平成29年11月7日制定

平成30年3月27日改正

1 目 的

平成29年10月24日に今池水みらいセンターで発生した本市の下水道管破損事故（以下「破損事故」という。）について、技術的観点から、その原因究明と再発防止等に向けた検証を行うに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、今池水みらいセンターで発生した堺市公共下水道管破損事故の検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 破損事故の原因究明に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、事故の再発防止等に関する事項

3 構 成

検証委員会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が依頼する5人以内の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

4 座 長

- (1) 検証委員会に座長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 検証委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を行う。

5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間等

平成29年11月17日から平成30年5月末日までのうち、5回程度開催する。

7 庶 務

検証委員会の庶務は、経営企画室において行う。